

亀山市審議会等の会議の傍聴に関する規程

平成18年7月6日訓令第18号
改正 平成20年12月24日訓令第29号
平成24年3月30日訓令第13号
令和元年11月19日訓令第10号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置された審議会等及び市が任意に設置した委員会等(以下「審議会等」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴については、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、この訓令に定めるところによる。

(傍聴の制限等)

第2条 議長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議に諮り、当該会議の全部又は一部を傍聴させないことができる。

- (1) 亀山市情報公開条例(平成17年亀山市条例第19号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、調停、審査、諮問、調査等を行う場合
- (2) 会議の公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想される場合

2 前項の規定は、会議の開催前に、あらかじめ、当該会議の全部又は一部を傍聴させないことを決定する場合に準用する。この場合において、前項の規定中「議長」にあつては「審議会等の長」に、「会議」にあつては「審議会等」に読み替えるものとする。

3 審議会等は、前項の規定により会議を傍聴させないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(傍聴人の人数)

第3条 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の人数は、原則として5人以内とする。ただし、審議会等が特に必要と認めたときは、会議室の広さ等を考慮して人数を定めるものとする。

2 傍聴人の人数が、前項の規定により定めた人数を超えるときは、先着順とする。

(傍聴の受付)

第4条 傍聴人は、会議室に入室する際に住所及び氏名を傍聴人受付簿(別記様式)に記載しなければならない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を妨げ、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人に対する注意及び退場命令)

第6条 議長は、傍聴人が、次に定める事項を遵守していないと認めるときは、傍聴人に対し、当該各号に定める事項を遵守すべき旨の注意をすることができる。

- (1) 定められた傍聴席に着席し、みだりに自席を離れないこと。
- (2) 議長の許可なく会議の様相を録音し、又は録画しないこと。
- (3) 会議における言論に対し公然と可否を表明し、又は発言、拍手その他騒ぎ立てる行為をしないこと。
- (4) その他会議室の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 議長は、傍聴人が前項の規定による注意に従わないときは、当該傍聴人に退場を命ずることができる。

(退場命令に応じない場合の措置)

第7条 議長は、傍聴人が前条第2項の規定による命令に従わないときは、当該事実を記録するとともに、警察に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、審議会等の長が審議会等に諮って定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成18年7月6日から施行する。

附 則 (平成20年12月24日訓令第29号)

この訓令は、平成20年12月24日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第13号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月19日訓令第10号)

この訓令は、令和元年11月19日から施行する。